

医療費控除のススメ

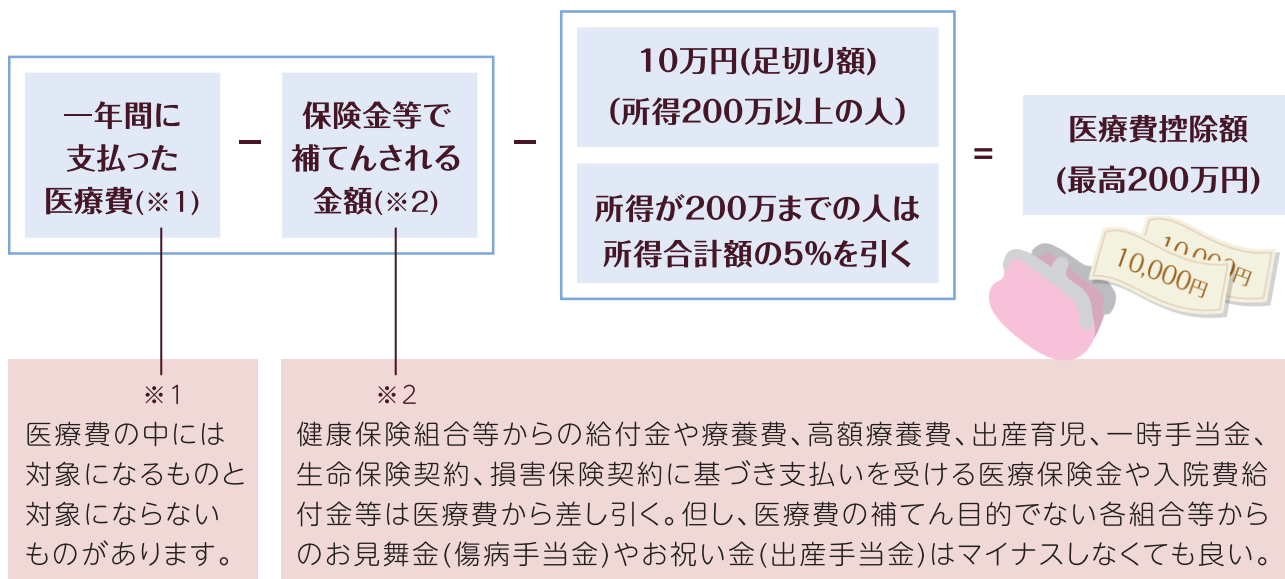
あなたやあなたと生計を一緒にする配偶者、その他の親族の為に1年間支払った医療費の合計が一定金額以上ある場合には「医療費控除」が受けられます。

「医療費控除」の還付申告には領収書が必要となります。再発行はできませんので大切に保管してください。



医療費控除をすると税金が還ってくる!!

次の算式によって計算した金額を「医療費控除」として所得から差し引くことができます。



医療費控除額とはその金額が還ってくるのではなく、課税所得からその分を差し引くという意味で、医療費控除分所得がなかったと考え、それにかかる税金が還ってきます!

例) Aさんは1年間の医療費の合計が35万円でした。
医療費保険で5万円補てんされたとします。



$$35万 - 5万 - 10万(足切り額) = 20万(医療費控除額)$$

そして、医療費控除額にて応じた税率をかけます。Aさんの税率が10%とすると20万円の10%で、医療費控除適用による税金の還付は2万円という計算になります。(この計算例はあくまで単純な目安です。個人の所得によって税率も違ってきます)

医療費控除のQ&A

Q1 医療費控除は何時、何処ですか？

A 通常、確定申告は2月16日から3月15日までの間に所轄の税務署に提出しますが医療費控除などの還付を受ける為に確定申告する場合は1月1日から受け付けてくれます。また、3月16日以降でも構いません。申告書は税務署でもらうか、または国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を使用して作成できます。申告書に記入できたら、医療費の領収書を添えて、税務署まで提出に行くか、郵送します。

Q2 医療費をカードや歯科ローンで支払った場合の手数料は、医療費控除の対象になるの？

A 金利、手数料は控除の対象になりません。カードや歯科ローンを使用した場合、手元に領収書がない場合があるので、確定申告の際は契約書の写しや利用明細を添付して下さい。

Q3 仕送りしている両親の医療費は一緒に医療費控除できるの？

A 「生計を一つにする」とは、必ずしも同居を条件としているわけではなく、別居していても日常生活費が送金などによってまかなわれていれば、まとめて医療費控除可能です。逆に同居していても独立した収入により生活している場合は生計を一つにしているとはされません。

知って得する医療費控除!!

医療費控除をする上で知っておくと得なことがあります。

① 家族の中で一番所得の多い人が医療費控除の申請をするとお得です!

日本の所得税は累進課税となっていて所得の多い人ほど税金が高くなります。つまり、所得が多い人が医療費控除を受ければ一番節税効果があります。同じ50万の医療費控除を受けるにしても10%の所得税適用の人は5万円なのに対し、20%の所得税率の人は10万円となるのです。

② 医療費控除をすると…翌年の住民税も安くなる!!

住民税は所得税に応じて課税される所得割と個人が等しく負担する均等割から成り立っているため、所得から差し引くことのできる医療費控除の申請をし、所得額を下げる事で翌年の住民税も軽くできるのです。

③ 治療期間が長くなり、年をまたぐ支払いには注意して!!

医療費控除はその年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費の合計で計算されるため、高額になる自由診療などの場合、年をまたいで分割で支払いをするよりも、まとめて1年間で支払ってしまい、申請した方が断然お得です。10万円という足切り額を考えると2年に分けて支払った場合、たいした節税にならないのです。

カードや歯科ローンで支払いをする場合、患者さんが支払うべき治療費を信販会社が立替えて一括で歯科医院に支払われます。その立替分を患者さんは一括または、分割して信販会社に返済をしていくのですが、患者さんが一括払いをしたのと同じ扱いになるので、治療期間が長期にわたり、年をまたぐ場合には留意してください。

④ 医療費控除の対象となるレシートにはメモをするなどの工夫をしよう!

病気や怪我をした時に薬局で買った薬も控除の対象になります。レシートには購入した物が分かるように薬品名を記入して、薬の所に○をつけたり余計なものには×をつけてわかりやすくしておきましょう。通院の為に電車・バス等の交通費は領収書がないため支払った事実を証明できるように利用した交通機関、乗車区間、運賃をまとめてメモを作っておくように工夫しましょう!